

平成27年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	平成27年7月21日（火）14:00～16:00
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室BC
出席者	<p>（東大阪市住工共生まちづくり審議会委員） 植田委員、笠井委員、加茂委員、北田委員、古結委員、西村委員、濱田委員、森下委員、森本委員 （欠席） 松尾委員</p> <p>（住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員（説明員として出席）） 政策調整室 川東室長、経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、建設企画室 田島室次長、都市計画室 藤埜室次長、住宅政策室 藤田室次長、建築指導室 立神室長</p> <p>（事務局） モノづくり支援室 巽室次長、中川主任、豊増主任、淡路係員</p>
案 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状交付 2. 審議会委員の紹介 3. 本審議会について 4. 会長、副会長の選出について <p>（報告案件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25・26年度住工共生まちづくり事業にかかる実績について 2. 平成27年度住工共生まちづくり事業にかかる予算措置状況について <p>（審議案件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画手法を活用した住工共生のまちづくりの推進について 2. 企業立地優遇制度の改正について <p>（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本年度のスケジュールについて
会議の公開及び傍聴人の数	公開／傍聴人0名（報道関係者2名）
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>○（事務局）開会の挨拶、会議成立の確認</p> <p>○（野田市長）審議会委員への委嘱状の手交、挨拶 あらためまして、今回住工共生まちづくり審議会委員としてお願いを申し上げまして、今後2年間大変お世話になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。おかげをもちまして、本市まちづくりの中で住工共生という考え方が、この間一定定着してまいりました。住工混在の状況を今後も続けているような状況では市のモノづくり、結果として大阪、日本</p>

のモノづくりは消滅してしまうという、そういった危機感のもとで4年前、私が2期目にあたりましてこの住工共生のまちづくり条例を公約として市民の皆様のご理解をいただきまして、結果としてこの4年間取り組んできたところがございます。おかげをもちまして、モノづくり推進地域の指定ということにつきましても、順調に行うことができました。また今後は一部地域におきまして、住宅立地規制における検討も取り組むところがございます。冒頭に申し上げましたように、本市にとってモノづくり、日本にとってもそうですけれども、とりわけ本市にとっては2019年のラグビーワールドカップの開催がでございます。誘致運動を始めて5年目で本年3月2日にワールドカップの開催地に本市花園ラグビー場を選んでいただきました。開催にあたりまして、大阪府、東大阪市の共催ということですので、高校ラグビーの聖地、ラグーマンの憧れの場所花園を選んでいただきました。この間、ワールドカップに会場が選ばれるということは、単にラグビーの試合を数試合するだけではなく、東大阪市の言わば最大のまちのエネルギーであるこのモノづくり、中小企業の存在をあらためて全世界に情報発信ができる、その事を言い続けてまいりました。事実、3月2日に決定をいただいてから、5月にはフランスの南西部のまちであります、トゥールーズという人口が約44万人、市域面積が118㎢だったかと記憶しておりますが、人口は東大阪市とほぼよく似ており、面積は東大阪市の約倍近くありますけれども、ここにはスタッドミシユアルというラグビー場がありまして、花園とよく似たラグビー場です。そして、このトゥールーズというまちにはエアバス社の本社があり、そして様々なモノづくりの企業があるという、そういった東大阪とよく似たまちではないかと。これは向こうのフランスのまちの方から東大阪に何とか1度行ってみたいという、向こうにまちづくり委員会のようなものがありまして、そこの担当者が念願されておりました。ただ、いきなり行ってどうなんだろうと思われてまして、これは東大阪とも私個人的にも大変ご縁をいただいております、田中光敏さんという映画監督がいらっしゃるで、「利休にたずねよ」という映画をお撮りになり、また過日の市民会館でのクロージングイベントでは「サクラサク」という作品を上映いたしました。この田中監督がトゥールーズのまちに行った時に、実は日本の東大阪というまちに行ってみたいんだけど、どうしたら良いかと言われ、東大阪の野田市長と私は親友なんですよということで田中監督から連絡をいただいて、向こうのフランスのまちの方と会いました。フランス人が来るということで、言葉を心配しておりましたが、お父様が日本人ということで日本語が非常に堪能なフランス人がお越しになられましたので安心をいたしました。まさにラグビーとモノづくりでこれから色々な事を一緒に考えていきたいので良いですかというお話でしたので、本当に望むところですよということを申し上げました。また今月の初めには英国のロンドン市の副市長、エドワード・リスター卿がお越しになられました。今年はイギリスでラグビーのワールドカップが開催されますので、その関係もあって日本のラグビー場と開催都市を見に来たということです。東大阪のラグビー場にお越しになられまして、ラグビー場、ラグビーの話半分、そして非常に積極的に言われましたのは東大阪というのは中小企業が本当に多いまちなんですと、そういった中小企業と是非ともロンドンの色々な企業とで交流をしたいと思っております、是非とも今後領事館を通じて色々なお話をしたいと思っておりますが良いでしょうかとい

うお話をリスター卿の方から言われまして、私は所謂外交辞令と言いますか、社交辞令と言いますか、その類かなと思ってましたので、私も別に意地悪した訳ではないんですが、リスター卿に首都の副市長でいらっしゃいますから、12の開催都市が日本にはありますが、その時は国立がありましたので一応東京でやるということで、東京にもお越しになられて本市は何市目のご訪問でございますかと聞いたら、いやいや野田市長、12の開催都市のなかで東大阪、初めて私ここへ来たんです、まずここへ来たかったんですということをおっしゃいました。その後、イギリスの領事も是非ともラグビーとモノづくり、経済交流というものをこれから本当に必死になって考えていきたいということと言われました。私も近いうちに総領事館にお邪魔をして、今後どういう展開が出来るかということの話し合いをこれから重ねていきたいと思っています。そういった意味でこのモノづくりというのは本当に世界から注目をされています、過言ではありません、もう事実です、これは。私たちが言わばある程度の台本を作らなくても、もう世界から注目されているということが事実になってきました。ただ、私達の大きな課題はこのまちの中で製造業、中小企業、町工場が将来に渡ってもこの東大阪市で操業できるんだ、そしてここから日本全国、世界に良いモノを作って良いモノを売れるんだということを私達は市としてこれは責任を持ってやらなければならない、市としては最重要政策課題であると考えております。そういった意味で住工共生まちづくり審議会の委員の皆様方には大変お忙しい中ではございますけれども、どうか東大阪市のまさに将来と同時にこの、今取り組んでいる事が日本の未来にも繋がるということ、こういった思いを共有していただきまして、また活発な意見、時には厳しい叱咤激励もいただきたくお願いを申し上げる次第でございます。結びにあたりまして、重ねて本市のために、日本のモノづくりのために大きなお力を賜りますようお願いを申し上げます市長としてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○（事務局）資料の確認、審議会委員・ワーキング部会員・事務局職員の紹介、資料1-3、1-4に沿って審議会の条例における位置づけ等の説明

○ 会長、副会長の選出

植田委員を会長に、森本委員を副会長に選出

○報告案件1：平成25・26年度住工共生まちづくり事業にかかる実績について

（事務局）資料2-1、2-2に沿って説明

（会長）この件について、ご質問、ご意見をいただきたい。

（委員）平成25・26年度の予算に対しての補助金の使用率はどのくらいなのか。

（事務局）相隣環境対策支援補助金は平成25年度が約40%、平成26年度が約70%、住工共生コミュニティ活動支援補助金は平成25年度が約15%、平成26年度が約30%、工場移転支援補助金は平成25年度が約40%となっている。

（会長）モノづくり立地促進補助金は前年度に申請した金額、税金の分を補助

金として返すのでこれはパーセンテージでは表せない。

(委員) 相隣環境対策支援補助金の活用事例について、特に平成26年度に関しては6件出ているが、使われた経緯としては企業側から市に対して苦情が出ているので使わせてほしいと言われたのか、それとも近隣から市に苦情があり、市から企業に対策の案内をするのかどちらなのか。

(事務局) 製造業にも苦情は入るが、市の公害対策課に市民から苦情が入ることが一般的である。その際、職員が現場に赴いて、対策を行えば苦情が収まると判断した場合、補助金を使った対策の案内をするなど、モノづくり支援室と公害対策課とが連携を取りながら対応している。

(委員) 資料2-1について、これは関係者向けの資料なのか、それとも外部にも広く説明するためのものなのか。今、東大阪市がしないといけないのは、市民の各界各層に事業の内容を説明することであり、これが一番大事である。そうすると、この資料の作り方はいささか改善の必要があると考える。

(事務局) 市の補助金や各施策については、住工共生に関わらず、毎年度初めの企業向け施策説明会にて詳細な説明を行っている。

(委員) 資料2-1における、モノづくり立地促進補助金の平成26年度拡充ポイントについて、正確にはモノづくり推進地域の多くの準工業地域だけではないのか。工業地域は平成25年度に既に対象地域に入っている。拡充ポイントとしてはこの書き方は不正確ではないのか。

(説明員) 従前は工業専用地域と工業地域を対象としており、平成26年度より、工業専用地域と工業地域と準工業地域の91%、工業地域と準工業地域の91%を総括してモノづくり推進地域と言うが、準工業地域の91%を足したモノづくり推進地域の枠組み自体が拡充のポイントとなる。

(委員) 相隣環境対策支援補助金について、市の職員が実際に補助金の案内をしても対策に動かないケースもあるのか。

(事務局) 実際にそのようなケースもあるし、継続しているケースもある。やはり、企業にとってもかなりの負担になるので、1年ではなく数年単位で行うケースもある。

(会長) 工場移転支援補助金と事業用地継承支援補助金について、平成26年度は申請がゼロであったが、行政側としては需要があると確信を持って続けていきたいと考えているのか。

(事務局) この件に関しても公害対策課が、住居系地域で苦情を受けている企業が工業系地域に移転を考えている際に案内をしていると聞いているが、やはり事業所の移転は大きな事業となるので年数をかけて計画しているものと考えている。

(説明員) 昔から住居系地域でやっている企業に対して近隣住民から音や臭いなどが継続的に発生していると苦情があった場合に補助金制度の案内をしているが、500万円よりもう少し金額があれば話に乗っても良いのというのが実状である。工場移転の事を本当に思って、工場側のアシストを考えるなら、もう少し金額を上げた方が動きやすいのではないかとというのが、現場を回っていた際の印象である。

(会長) 理由は色々あるとは思いますが、中には金額が少ないので利用しないというところもあるのではないかと感じているということか。

(説明員) そのとおりである。

(委員) 公害対策課に苦情を言う住民は最近住まれた方なのか、それとも昔か

ら住んでいる方なのか。

(説明員) 最近住まれた方である。特に若い世代からもう少し住環境の対策をお願いしますという電話が入ってくる。

(副会長) 住宅建設時に事前協議があるのは当然だと思うが、これは重要事項として説明するように指示しているのか。

(事務局) 宅地建物取引業者に対しては努力義務であり、必ずしも重要事項説明書の中に入れていただいているわけではない。

(説明員) 補足であるが、工業地域や準工業地域の場合は資料のパンフレットに沿って宅地建物取引業者に説明を行っている。こちらについてはモノづくり推進地域というわけではなく、工業地域あるいは準工業地域ということで条例で規定している、努力義務規定である。

○報告案件2：平成27年度住工共生まちづくり事業にかかる予算措置状況について

(事務局) 資料3に沿って説明

(会長) 言葉としてしばしば出てくるモノづくり推進地域や重点地区などは定義がされており、条例に載っている言葉である。広い範囲で捉えられているのがモノづくり推進地域であり、その中で一部が重点地区として選ばれており、現在のところ重点地区は高井田のみである。

(会長) この件について、ご質問、ご意見をいただきたい。

(委員) 先程資料2-1について申し上げたが、この資料3のまとめ方は非常に分かりやすい。市域全域をエリアに分けてどういったことを行っているのかが書いてある。これを資料2-1と組み合わせれば良かったのではないか。

(会長) そのとおりである。

(委員) 相隣環境対策支援補助金について、平成25年度から平成26年度にかけて増えているということで確かに効果はあったのだろうが、その経緯について結果論として苦情が出たから対策をするという話であるが、理想論として本来であれば苦情が出ないように対策をするのに補助金を使ってもらうのがベストなのではないか。また、平成26年度から平成27年度にかけて補助金内容が変わっていないなかで、いかに苦情が出る前に企業に使ってもらえるような施策に変えていかなければ今と何も変わらないのではないか。

(事務局) 相隣環境対策支援補助金は作り付けについて大変議論になったところである。例えば騒音については用途地域別に企業が出しても良い音の大きさというものが決まっており、その音の大きさまでは企業に対策をしていただくべきものである。しかし、それでも苦情がある場合に、プラスアルファの部分について補助金で対策をしましょうというのが今の作り付けである。確かに補助金を使って予防的な対策をするという考えもあるかと思われる。

(会長) 予防的に企業が補助金を使って対策をするということがあっても良いのではないかということだが、そのとおりである。他の補助金も含めて何かあった時に使ってもらうよりは、市の方が自らPRして回るようなやり方で利用を促進していくことも必要である。

(委員) 工業地域や準工業地域などで操業する環境の規制が決まっているが、

許容されている基準からあまりにも下げるような苦情が出た場合はどうするのか。

(説明員) 住民が無茶な苦情を言っているのか判断したうえで、法律上問題が無くても何か対策をすることで住民も納得するのではないかとということで補助金の案内をすることもある。

(委員) では、予算の関係で基準をオーバーしている企業を先にするのか。

(説明員) 明らかに基準を超えている場合は法律に基づいて企業に基準内になるまで対策をしてもらい、基準内になってきたら補助金の案内をする。

(委員) 補助金を利用させてもらったが、基準内であっても心情的なものもあって苦情は収まるものではない。ただ、補助金を利用して対策を行ったら、苦情がピタッと収まったので、ありがたい制度であった。

(副会長) 住宅用地の価格と工業用地の価格のバランスはどうなっているのか。

(事務局) 工業用地の価格がかなり高くなってきており、住宅用地並みの高さのところもあると聞いている。これが続けば工業用地で住宅が建たなくなってくる可能性があるが、それはそれとして製造業をする方には大きな問題である。

(会長) 話を戻してしまうが、工場移転支援補助金について、移転先に何か特徴はあるのか。

(事務局) 1件だけなのであまり特徴は無い。

○審議案件1:都市計画手法を活用した住工共生のまちづくりの推進について

(事務局) 資料4-1、4-2、4-3、4-4に沿って説明

(会長) ここで審議したいことは、特別用途地区等を活用してその指定地域をどうするのかという話であり、具体的には水走地区と高井田地区について特別用途地区に指定していきたいというものである。これは審議事項なので、この場で了承する、しないを決めなければならない。

(会長) この件について、ご質問、ご意見をいただきたい。

(委員) これは誘致の見込みがあつての話なのか。

(事務局) 製造業を誘致するための御膳立てをしたいというものである。

(委員) 土地があつても、せつかく技術力のある東大阪の企業を集積できる見込みがあるのか。

(事務局) 東大阪市に立地したいという声はたくさん頂戴している。しかし、紹介できる土地がなかなか無いということで、実現には至っていないが、一定の土地があればご案内できると考えている。

(会長) 行政としては一定の需要があるので、まず場所を確保すればその可能性は高いというのが東大阪市の見解であるので、それに期待するしかない。

(委員) 先程の工場移転支援補助金について、もう少しフォローアップしていれば良いのではないか。

(会長) それもそのとおりであるが、別途議論していく。

(委員) 高井田の活用について、新たな企業を誘致していくのか、それとも市内で今後苦情が出ると考えられるような企業を予防の為に誘致するのかによって全体像は変わってくるので、ある程度道筋を決めておいた方が良いのではないか。

(事務局) 外から新たに東大阪市に工場を建てたい、住居系地域から工業系地

域に移りたい、工業系地域だが工場を集約したいなど多様な声を頂戴しているので検討していきたい。

(会長)高井田の地価や場所を考えた時にどれぐらいの広さの工場どれぐらい儲けられるような工場でないといけないというのは必然的に決まってくると思うので、そういったことも考慮しながらどういう地域にしていくのかを考える必要がある。ただ、今日は高井田と水走についてこの形で進めていくという確認が取れば次のステップとして検討していきたい。

(説明員)補足の説明であるが、特別用途地区等を決めるのはこの住工審議会ではなく、法律に基づく組織の都市計画審議会である。また都市計画手法で決定するうえで、先にビジョンが無いと決定できない。この地域をどうしたいのかというビジョンが公共の福祉に合致しているのかが法律上の判断の基準になる。

(会長)ビジョンが無いと駄目だということで、議論していかななくてはならない。

(委員)資料4-3を見るとパーキングや農地がたくさんあるが、これを積極的に活用していかないと、ビジョンを作るのも困難だと思われるが、所有者の意向はいかがなものか。

(事務局)前回の調査は事業者向けで地権者には行っていないので、これからである。

(会長)パーキングに関しては元々工場だったところがパーキングになっているところも結構多いと思うので、考えをちゃんと把握しないといけない。今日の段階では調査の方向性を決めるということなので、調べてもらったうえでどういうデータが出てくるのかに基づき深く検討していく。もう1点、高井田に関してはいびつな形をしており、旧市営住宅のところは取ってしまっても良いのではないかという意見などもあれば出していただきたい。ところで、この黄色の部分は住宅か。

(事務局)住宅である。

(説明員)区域に関しても、取ってしまうとか、逆にもっと広げていくということもありえるので、この地域を中心という形で考えていただきたい。

(会長)最終的にはここで決められる話ではないので、とりあえずはこのままで議論していくことにしましょう。

(委員)確認であるが、その調査はビジョンを作って、都市計画としてこういう目的で地域を指定していくということに資するものなのか。

(事務局)そうである。

(副会長)水走地区でパーキングが多く、住宅に全然変わっていないのは何か止めているのか。また、高井田の方は住工共生を考えた際に特別用途地区だけでいくのか、もっと大がかりな計画を求めた方がいいのかといった議論がありそうであるが。

(事務局)水走地区については中心地区に焼却場があること、また交通の便も非常に良くないこともあり、あまり住んでいないのだと考えている。高井田地区については検討が始まったばかりであり、多様な検討が必要であると考えている。

(説明員)加納については都市計画事業として区画整理事業を行い、この区域の醸成をした際に工場集積を目指すという地域合意がなされていたため、当時は農地ばかりであったが、北側の工業専用地域も含めて工場集積を目指し

た。パーキングについては周辺の工場で勤めている方が利用されている工場用が多く、一般のパーキングはかなり少ない。

(会長) 元からパーキングということか。

(説明員) 元からパーキングのところも多い。

(会長) 本件については、原案通りに進めていくということをお願いしたい。

○審議案件2：企業立地優遇制度の改正について

(事務局) 資料5-1、5-2に沿って説明

(会長) モノづくり立地促進補助金を来年度以降も維持するだけでなく拡充の方向で考えていきたいということである。

(事務局) 補足説明であるが、この補助金は他の補助金と違い、平成15年度に出来ており、住工共生のまちづくり条例が出来てからの補助金ではない。元々、企業立地を促すために出来た補助金であり、住工条例が出来たので、条例に位置付けたものである。また、これは税の減免ではなく、一旦税金として納めていただいた後に一定額を補助金として翌年度以降にお返しするというものであり、予算としては確定分を予算化しているものである。

(会長) 住工の条例が出来た後はモノづくり推進地域にエリアが拡大された結果、去年については申請が9件あったということで、それなりに使われている制度である。対応については拡充を含めて検討していきたいということであるが、いかがだろうか。

(委員) 資料5-2の他市との関係を見ると、対象事業者を絞り込んだ方が良いのではないか。また、本市には義務規定が無いようだが、どう考えているのか。

(事務局) 対象者の絞り込みや義務規定については今後の検討材料であるが、具体的にはまだ決まっていない。

(会長) それについても議論していけばいい。あるいは要望があれば出してもらいたい。義務規定ぐらい、あるいは努力義務ぐらい言っても良いのではないかと思う。八尾ぐらいは言っても良いのではないか。

(委員) 東大阪ではモノづくりの中でもこれからはこういったことを育てていくというような議論はあるのか。

(説明員) 一つご理解いただきたいのは、対象者として製造業、土地所有者、建物所有者というのは基本的に同一事象に対してであり、新たに製造業を営むという行為に対して一つの事象を分解して見ているということで、結果的には製造業者である。製造業を新たに営むということに対しての支援メニューである。業種についてどう考えていくのかということについては、色々な角度で考えていく必要はあると思うが、とりわけ成長分野も含めて考えることもあろうかと思うが、最終的には東大阪の最大のポテンシャルである製造業にまずはターゲットングをしていく。当然、成長分野も含めた切り口の製造業はありで、そういった部分でこれからの大きな展開も期待している。我々はそういったソフトの面でも支援していきながら製造業にスポットを当てる取り組みを続けている。

(会長) 立地促進で業種を限定してしまうと、業種なんて5年後にどうなっているかは分からないのが多いので、むしろ短期で何らかの形でソフト的な支援をした方が良いのではないか。ただ、義務規定はモノづくりの議論としてはあっても然るべきなのではないか。これについてはまた議論していくの

で、この補助金については来年度以降も何らかの形で残すということで進めていただく。

○その他 1：本年度のスケジュールについて

(事務局) 資料 6 に沿って説明

水走、高井田について現地視察会を予定している。日程は決定後連絡する。

(会長) 次回は水走、高井田の状況が少しずつ進んでいるので、その状況について説明を受けるのが一つ。もう一つは企業立地優遇制度の予算案を出すタイミングぐらいにこの場で議論したうえで出していくということである。

(事務局) 最後に連絡事項について。明日、7月22日に東大阪市中小企業振興会議より、東大阪市の中小企業振興に関する提言を市長に提出する。この提言の中にはモノづくり企業の操業環境の維持、確保に必要となる住工共生の実現に向けた施策に関する記載がある。昨年度の本審議会の委員の皆様にも意見を頂戴して作成したものである。市長への提出後、住工共生に関する施策を含めたモノづくり支援にかかる概要版の資料を審議会委員の皆様にもメール等でお送りする。

(会長) それでは、以上をもって本日の会議を終了する。

～閉会～

～以上～